

山形市コミュニティバス高瀬線運行業務委託 仕様書

本仕様書は、山形市コミュニティバス高瀬線運行業務について必要な基本的な事項を定めるものである。

1 業務の名称

山形市コミュニティバス高瀬線運行業務委託

2 業務の目的

本業務は、路線バス空白地域における住民の交通手段を確保するため、高瀬地区住民の生活に必要な交通を確保することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

(運行日は令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。)

4 運行形態及び事業者等

本業務は、道路運送法第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けて実施するため、運行事業者は、同法に基づく許可を取得している事業者又は運行開始日までに取得する見込みの事業者とする。なお、許可申請等に要する経費は、受託者が負担するものとする。

5 業務の内容

(1) 運行内容

① 運行方法

路線定期運行とする。

② 運行期間及び運行日数

令和5年4月1日から令和9年3月31日までの、月曜日から金曜日までとする。

ただし、各年度の12月29日から1月3日まで及び国民の祝日に関する法律に規定する祝日は運休とする。

また、1便においては、高瀬小学校及び高楯中学校が休校の場合、運休とする。

(2便から5便までの運行日数 243日)

R6.4月	5月	6月	7月	8月	9月
21日	21日	20日	22日	21日	19日
10月	11月	12月	R7.1月	2月	3月
22日	20日	20日	19日	18日	20日

(2便から5便までの運行日数 242日)

R7.4月	5月	6月	7月	8月	9月
21日	20日	21日	22日	20日	20日
10月	11月	12月	R8.1月	2月	3月
22日	18日	20日	19日	18日	21日

(2便から5便までの運行日数 241日)

R8.4月	5月	6月	7月	8月	9月
21日	18日	22日	22日	20日	19日
10月	11月	12月	R9.1月	2月	3月
21日	19日	20日	19日	18日	22日

- ③ 運行経路、停留所、運行便数及び運行ダイヤ
別表1のとおり

(2) 車両の仕様

① 使用車両

ア 使用する車両は、下記の要件を全て満たす車両とする。

- ・受託者が使用権限を有する特定大型車（乗車定員10名以上）であること
- ・乗降用の取っ手の長い手すり及び自動補助ステップを有すること
- ・低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示第103号）に基づき認定された低排出ガス認定車及び自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成16年国土交通省告示第61号）に基づき燃費基準達成車と評価された車両であること。

イ 本業務で使用する車両は、受託者が他の一般旅客自動車運送事業で使用している車両と併用することも可とする。

② 予備車両

車両の定期点検及び事故・故障時に備えるため、予備車両への対応を考慮した台数を確保すること。

③ 車両表示

特定大型車の正面及び両側面に本業務で使用する車両であることが分かるように表示すること。なお、表示の作成は市で行うものとする。

④ 自動車保険への加入

本業務に使用する車両は、不測の事態に対応するため、利用者及び運行車両に係る自動車保険に加入すること。なお、加入手続き及び保険料の支払いは受託者が行うものとする。また、保険契約締結後（既契約を含む）は、速やかに保険契約証書の写しを市へ提出すること。

⑤ 車両の整備・衛生管理

使用する車両については、常に最良の状態を保持するため、法定及び日常的な整備・点検を行うこと。また、車両を常に清潔かつ綺麗な状態に保つこと。

(3) 増発便について

定員を超える乗車があった場合は、受託者が使用権限を有する小型車（乗車定員5名以下）で増発便を運行することし、迅速に配車すること。

ただし、小学校の校外学習等、事前に利用人数がわかる場合については、利用人数に応じた車両で増発便を運行すること。

(4) 運賃の徴収及び定期券の販売

乗車1回につき、次の額の運賃を乗務員が徴収するものとする。ただし、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及び介助のためにその者に同行する者1名まで並びに車いすの利用者及び介助のためにその者に同行する者2名までは、その2分の1の額（その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額）とする。

① 運賃の徴収

ア 高瀬・楯山地区（高沢～風間入口）又は市街地地区（山形駅前～鈴川ことぶき荘）内での乗降の場合は中学生以上200円、小学生100円、高瀬・楯山地区と市街地地区をまたがった乗降の場合は中学生以上300円、小学生150円とし、いずれの場合も未就学児は無料とする。

イ その他

山形市コミュニティバス高齢者乗車証交付要綱（平成27年4月1日施行）第1条に規定する山形市コミュニティバス高齢者乗車証又は山形市コミュニティバス子育て支援乗車証交付要綱（平成28年4月1日施行）第1条に規定する山形市コミュニティバス子育て支援乗車証を提示した者は、無料で利用できるものとする。

② 定期券の販売

高瀬小学校及び高楯中学校の在校生が、通学用に利用する場合についてのみ、定期券を発行する。通学定期運賃は、学期ごとに次の計算式により算出した額（その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額）とする。

往復定期運賃＝(学期の始業日から終業日までの運行日数)×(通常運賃)×2回×0.6×0.95

片道定期運賃＝(学期の始業日から終業日までの運行日数)×(通常運賃)×1回×0.6×0.95

③ 運賃及び定期券販売料金の管理

運賃及び定期券販売料金（以下「運賃等」という。）は、受託者の通常営業の運賃とは別に適正に管理すること。

④ キャッシュレス決済

対応するキャッシュレス決済については、市と受託者との協議のうえ決定することとし、端末機器等キャッシュレス決済に必要な機器等は、受託者が用意及び管理をすること。

(5) 業務責任者等の任命

本業務を実施するにあたり、業務責任者等を定め、業務に関する代表者として連絡体制を整備し、緊急の連絡、情報伝達が円滑に対応できるようにすること。

(6) 乗務員の選任等

① 乗務員は、心身ともに健康な者とする。

② 法令を遵守し交通安全に万全を期すとともに、利用者に対して誠意をもって対応すること。

③ 高齢者や障がい者など利用者が乗降する際は、必要に応じて介助や補助など、適宜必要な支援を行うこと。

④ 利用者の乗降の際は、常に安全に注意し適宜適切な誘導を行うこと。

⑤ 運行経路に狭隘道路を含むことから、運行経路を熟知しておくこと。

⑥ 利用者に対しての挨拶や言葉遣いに注意し、不快感を与えないこと。

⑦ 乗務員は、業務に従事している間は常に身分証明書携帯若しくは掲示すること。

⑧ 受託者は、運行開始前及び定期的に乗務員の研修及び訓練を行うこと。

(7) 事故対応及び損害賠償

① 運行中の車両事故又は事故などの不測の事態が生じた場合、利用者の安全確保を最優先して当該処理にあたり、直ちに市に報告するとともに、これにより運行を中止又は中断した場合は、予備車両又は交代の乗務員を確保するなど、業務に支障をきたすことのないよう努めるものとする。

② 天災や不測の事態等やむを得ない事情により、予定していた運行を中止する場合は速やかに市に報告すること。

③ 本業務により利用者及び第三者に対して損害を与えた場合は、受託者の責任・負担において一切を処理すること。

(8) 苦情等の対応

利用者等からの苦情、意見、質問等には、誠意をもって対応すること。

(9) 報告書の提出

日毎の運行便、利用者数、利用区間、運賃等を記載した運行日報並びに、運賃の種別、金額を集計した運賃日報を作成し、運行月の翌月の10日までに市に提出すること。

(10) 利用促進の取組

利用促進についてプロポーザル時の提案をもとに具体的に取り組むこと。なお、受託者からの提案については、市と受託者との協議のうえ決定する。

(11) 利便性向上の取組

利便性向上についてプロポーザル時の提案をもとに具体的に取り組むこと。なお、受託者からの提案については、市と受託者との協議のうえ決定する。

(12) 実証運行等への協力

市が運行地区内で実証運行等を行う場合は協力すること。

(13) 運行路線見直しへの協力

市が路線見直しを行う場合は協力すること。

6 委託料

(1) 委託料の積算

委託料は運行経費から運賃収入を差し引いた額とし月額で積算するものとする。なお、運行経費の月額、1日あたりの運行単価に運行日数を乗じた額と増便1運行あたりの単価に運行回数を乗じた額を足したものとする。

(2) 委託料の支払い

毎月払いとし、適正な請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

7 停留所の設置等

停留所標識の作成、設置、維持・管理は市が行うものとする。なお、停留所が倒れるなど、運行事業者は停留所の異常を発見した場合は、市へ報告すること。

8 委託契約の取消

道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の許可を運行開始日(一般乗合旅客自動車運送事業の許可を有さない事業者については別途調整する日)までに取得できなかった場合は、契約を取り消すことがある。

9 業務の再委託の禁止

委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

10 補助金

受託者は、本業務における国庫補助金(地域公共交通確保維持改善事業費補助金)の申請にあたり、必要な書類を作成すること。

また、委託期間満了後に国庫補助金の精算に伴う委託料の精算を行う必要がある場合は、別途精算に関する協定を締結するなどの方法により、精算を行うものとする。

11 秘密の保持

本業務の履行に関して知り得た情報を他に利用、開示してはならない。また、個人情報の取り扱いについては、山形市個人情報保護条例を遵守するものとし、データの秘密保持について万全の管理を行うものとする。

12 その他

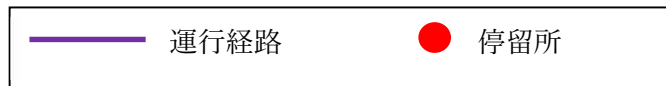
本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、市と受託者の協議によって解決するものとする。

別表1

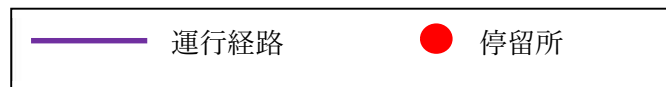
上り(高沢⇒山形駅) 下り(山形駅⇒高沢)

停留所名		上り	下り	上り	下り	上り	下り	上り	
自由乗降区間	区間の区別	1便	2便	3便	4便	5便			
①高沢	↑ 高瀬・楯山地区 ↓	7:40	8:32	10:21	10:32	14:35	14:48	16:35	
②平石水公民館前		7:45	8:35	10:18	10:35	14:32	14:51	16:32	
③平石水		7:47	8:37	10:16	10:37	14:30	14:53	16:30	
④鳶の木十字路		7:49	8:39	(べにばなトンネル経由)	10:39	14:28	(べにばなトンネル経由)	16:28	(べにばなトンネル経由)
⑤上鳶の木多目的集会所前		-	8:40		10:40	14:27		16:27	
⑥上切畑神明神社前		-	8:43		10:43	14:24		16:24	
⑦下切畑集会所前		-	8:45		10:45	14:22		16:22	
⑧下鳶ノ木公民館前		-	8:48		10:48	14:19		16:19	
⑨休石八幡神社前		-	8:50		10:50	14:17		16:17	
⑩元高瀬公民館前		-	8:52		10:52	14:15		16:15	
⑪高瀬小学校前		7:53	8:53		10:53	14:14		16:14	
⑫高瀬駅前		7:54	8:54		10:54	14:13		16:13	
⑬田中		-	8:55		10:55	14:12		16:12	
⑭大森住宅前		-	8:58	10:58	14:09	16:09			
⑮大森		-	9:00	11:00	14:07	16:07			
⑯二本堂		-	9:01	11:01	14:06	16:06			
⑰中里		-	9:03	11:03	14:04	16:04			
⑱高楯中学校前		8:00	9:04	11:04	14:03	16:03			
⑲法伝寺前			9:05	11:05	14:02	16:02			
⑳風間			9:06	11:06	14:00	16:00			
㉑風間入口		9:07	11:07	13:59	15:59				
㉒鈴川ことぶき荘		9:14	11:14	13:53	15:53				
㉓東北中央病院		9:18	11:18	13:49	15:49				
㉔双月町		9:20	11:20	13:47	15:47				
㉕市役所前		9:27	9:58	11:27	13:40	15:10	15:40	17:10	
㉖七日町 上り:済生館西側 下り:旧大沼デパート前		9:29	9:56	11:29	13:38	15:13	15:38	17:38	
㉗NHK前		9:31	-	11:31	-	15:15	-	17:15	
㉘山交ビル前		9:34	9:52	11:34	13:34	15:18	15:34	17:18	
㉙山形駅前		9:36	9:50	11:36	13:32	15:20	15:32	17:20	

コミュニティバス高瀬線 運行経路図 (通学便)



コミュニティバス高瀬線 運行経路図 (通学便)

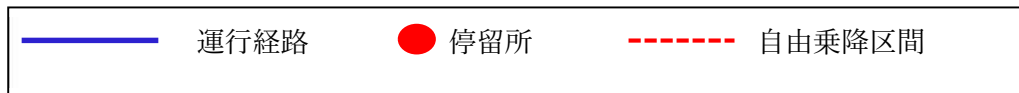
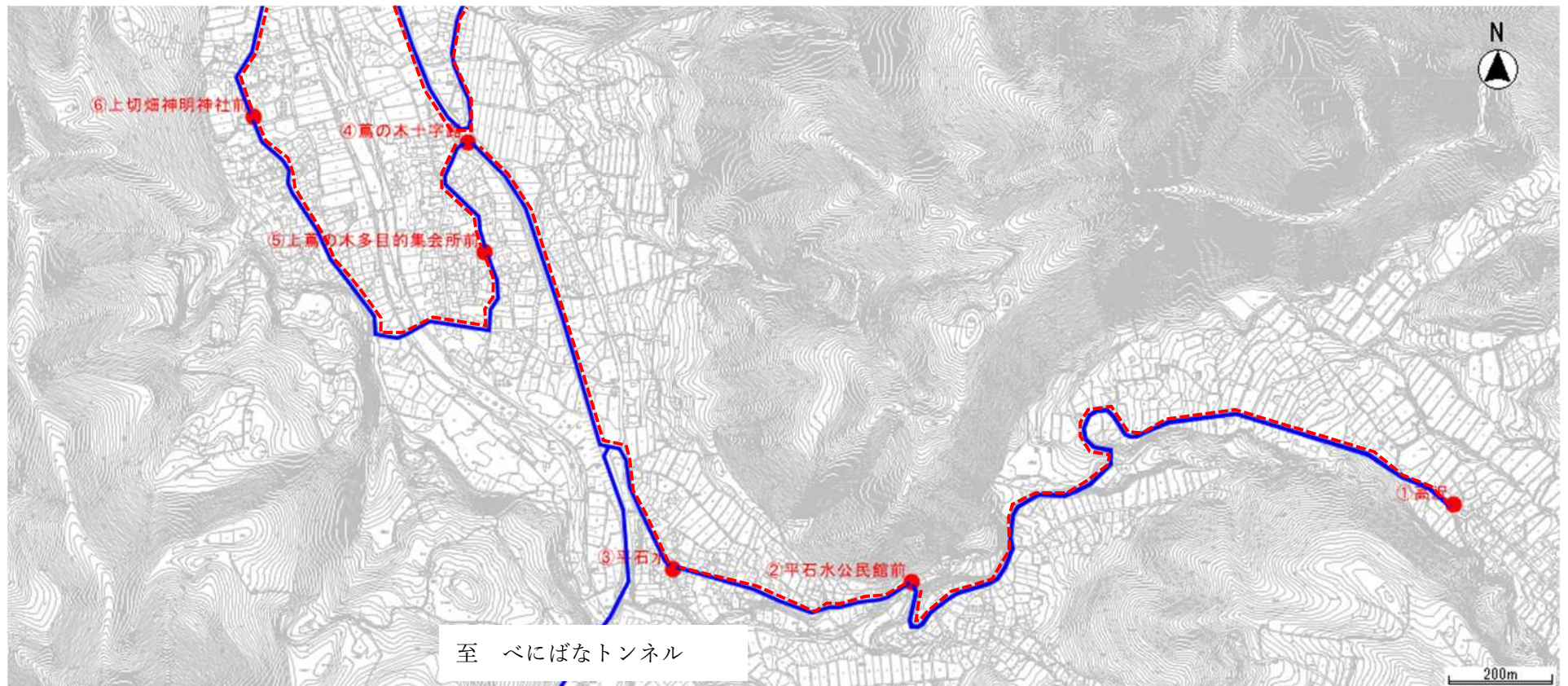


コミュニティバス高瀬線 運行経路図

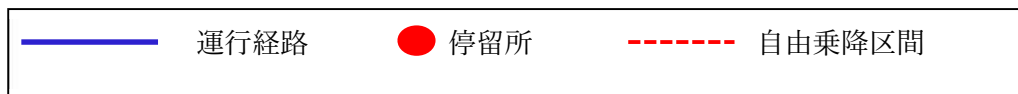
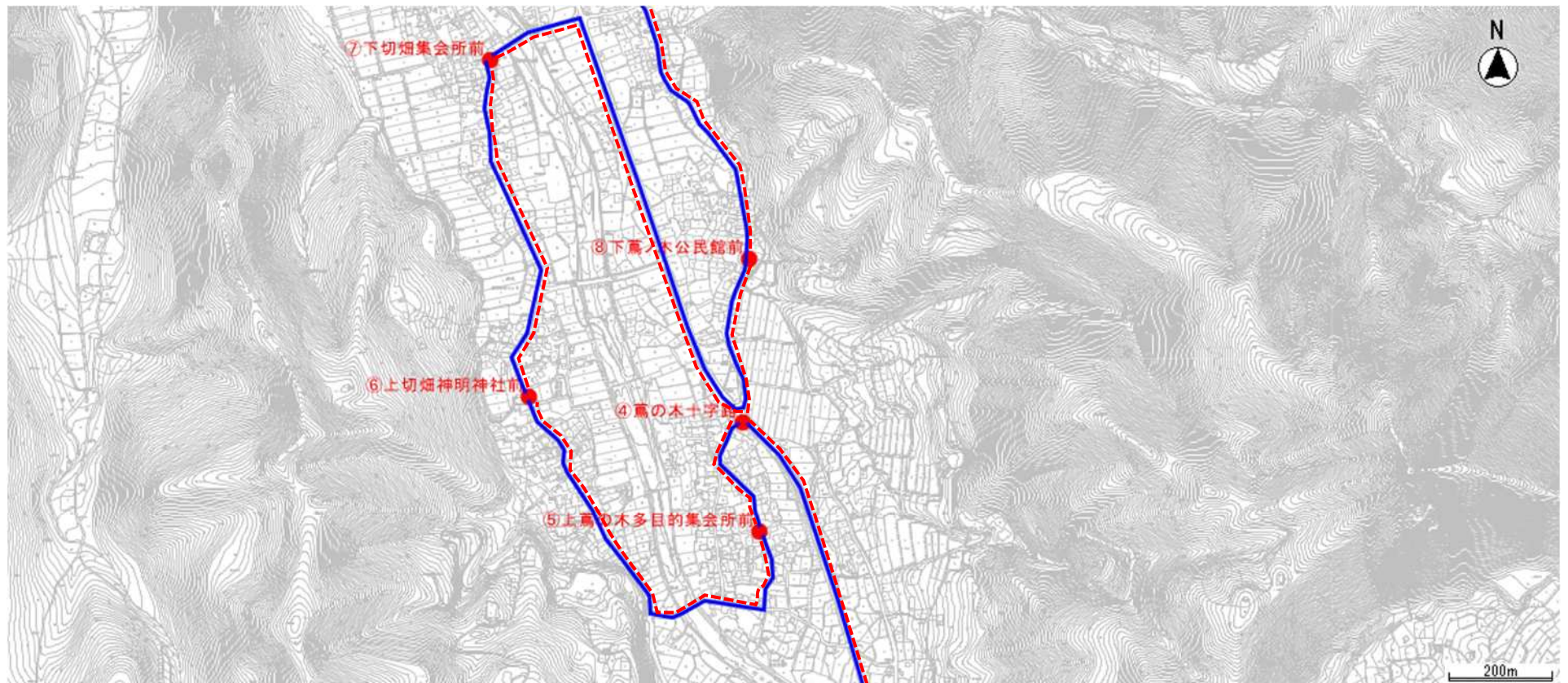
<全体略図>



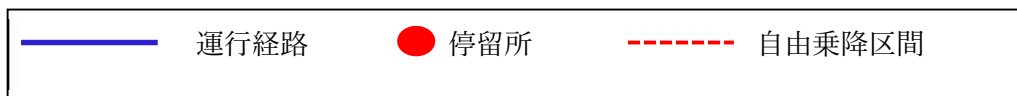
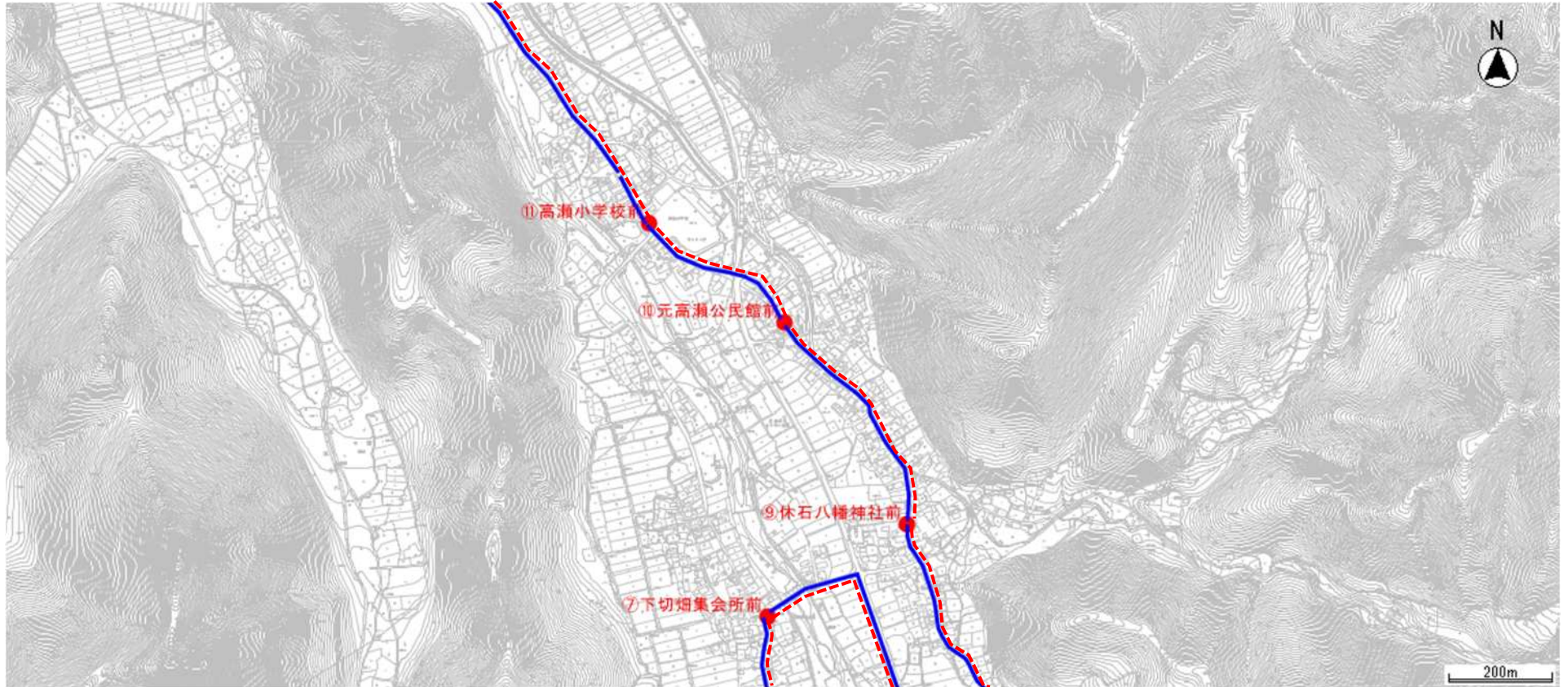
コミュニティバス高瀬線 運行経路図



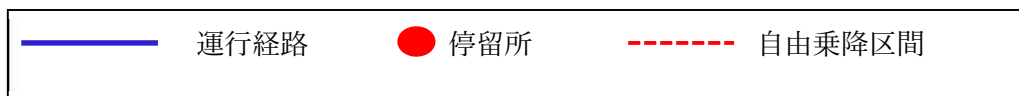
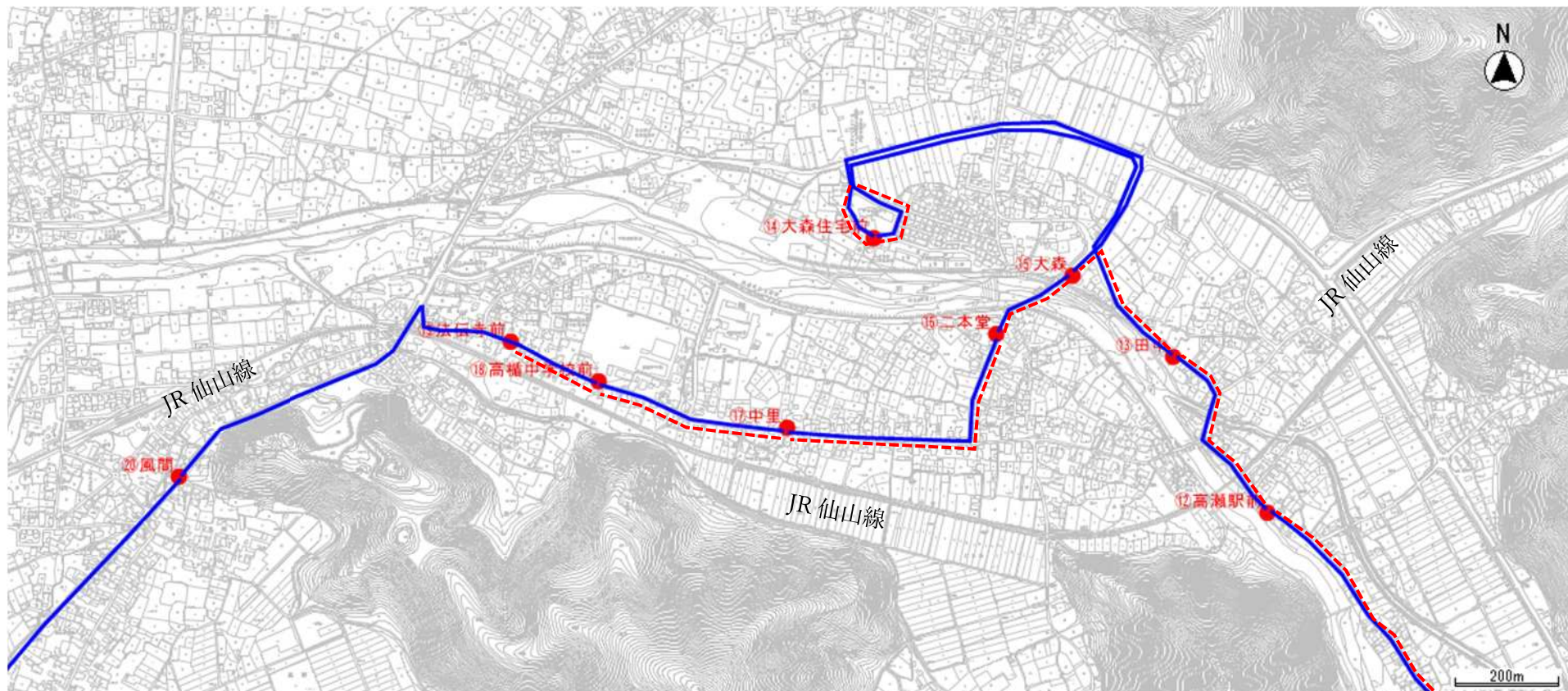
コミュニティバス高瀬線 運行経路図



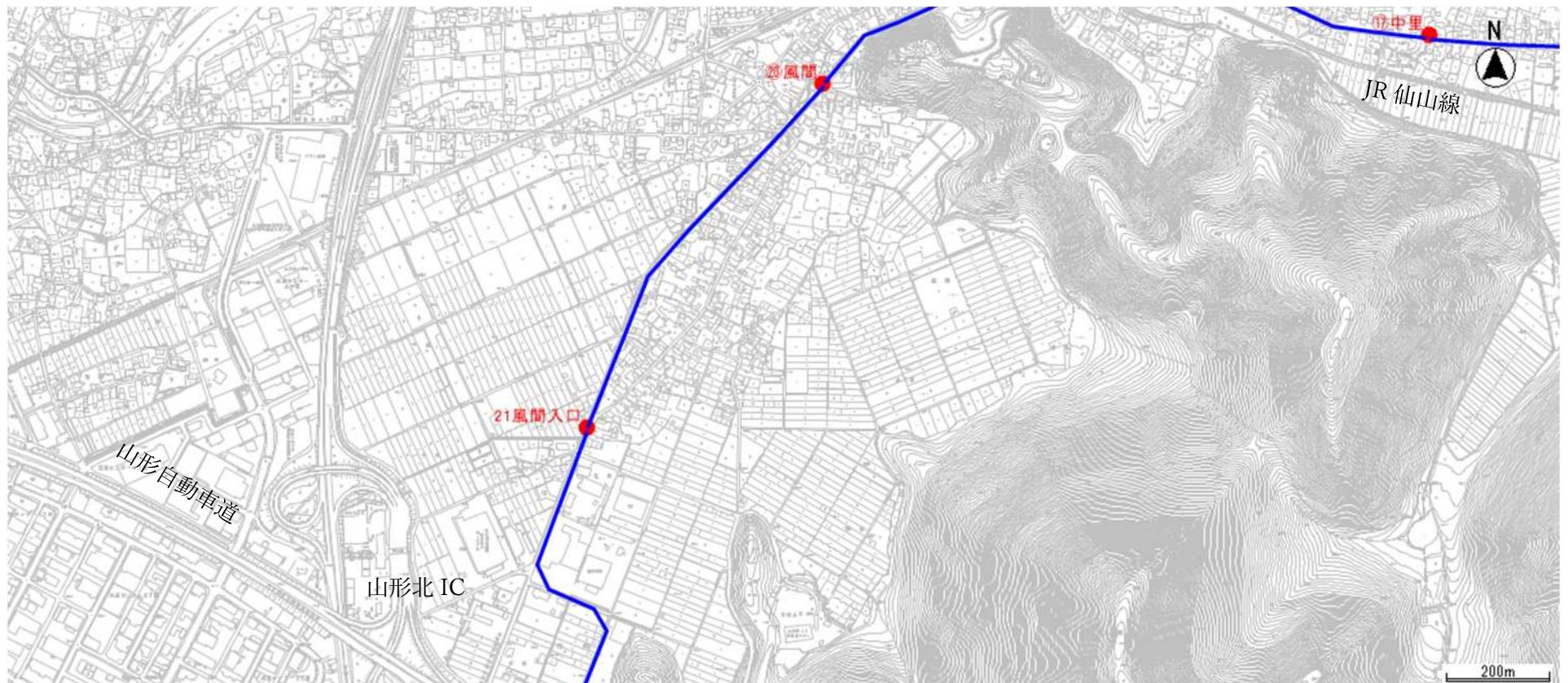
コミュニティバス高瀬線 運行経路図



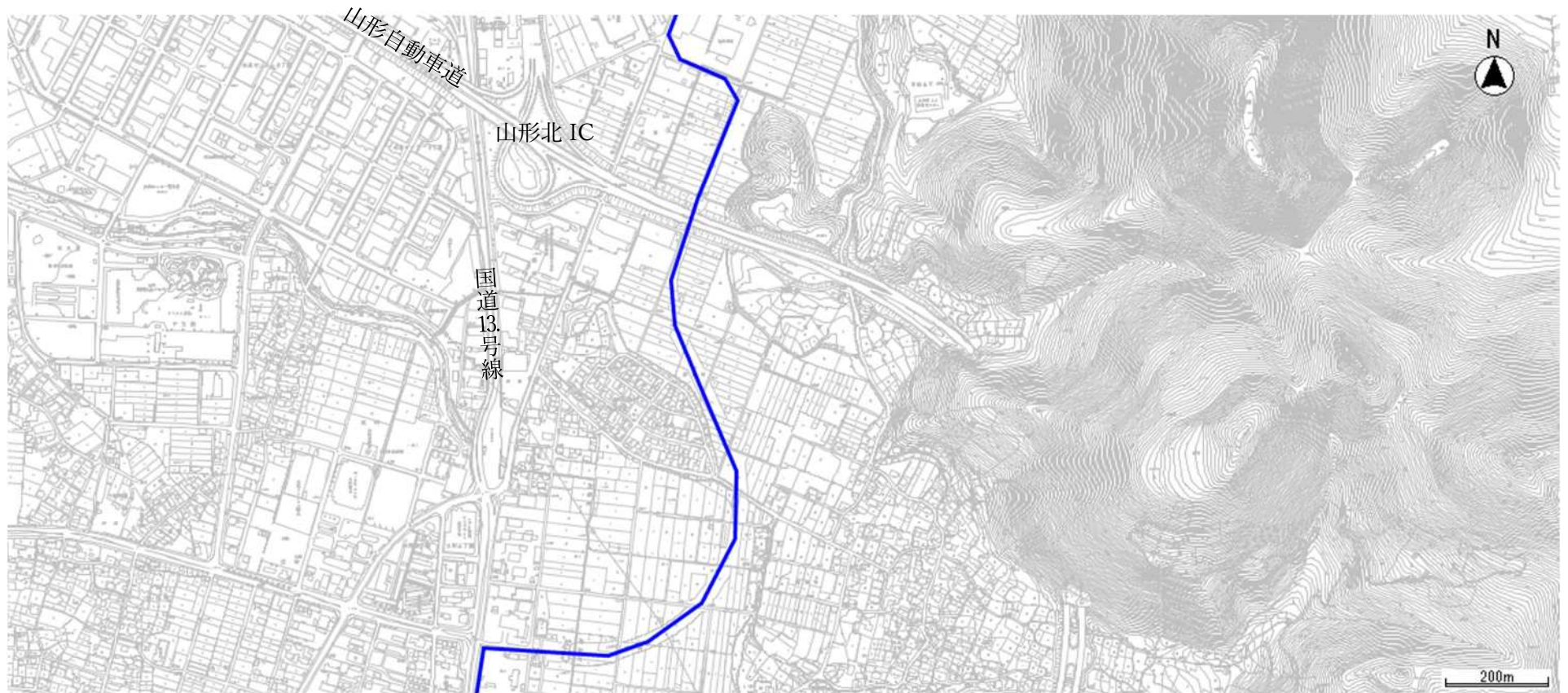
コミュニティバス高瀬線 運行経路図



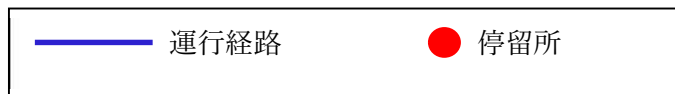
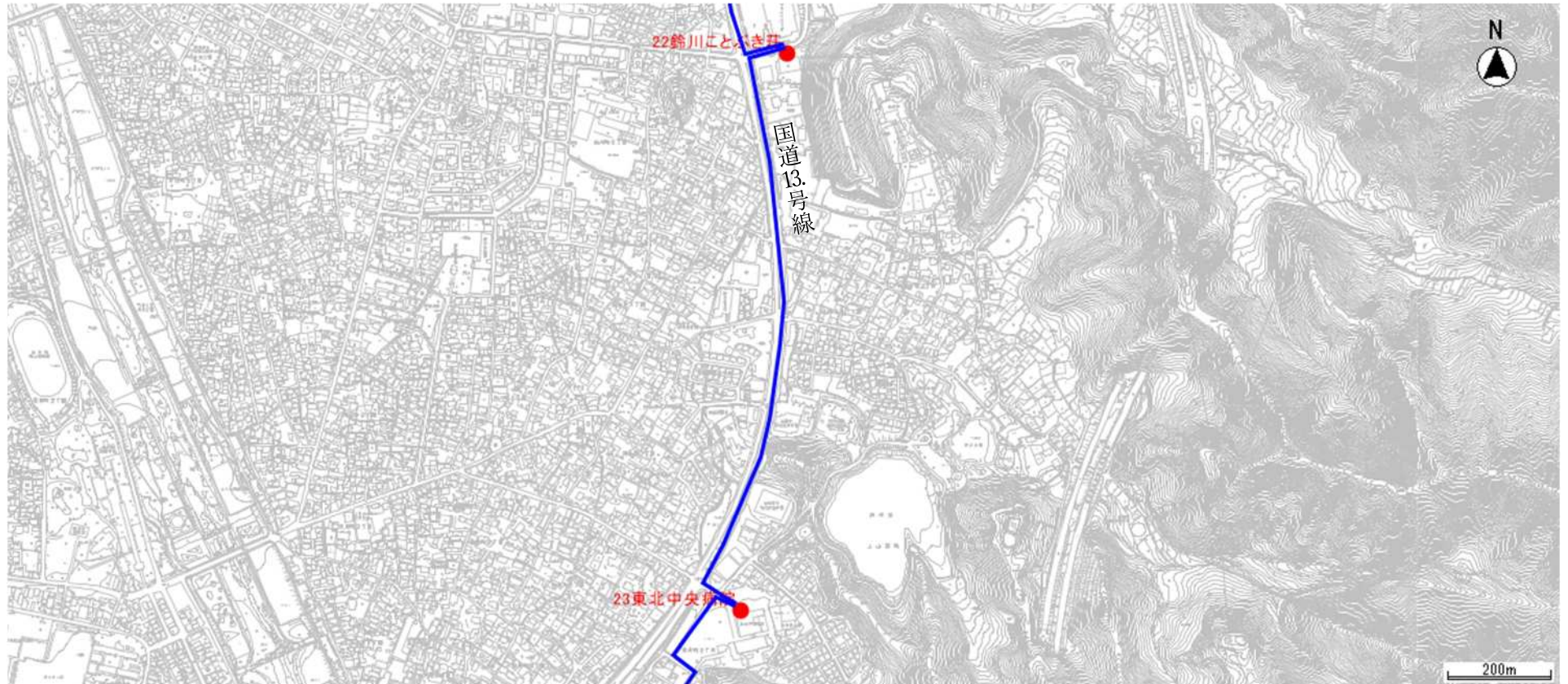
コミュニティバス高瀬線 運行経路図



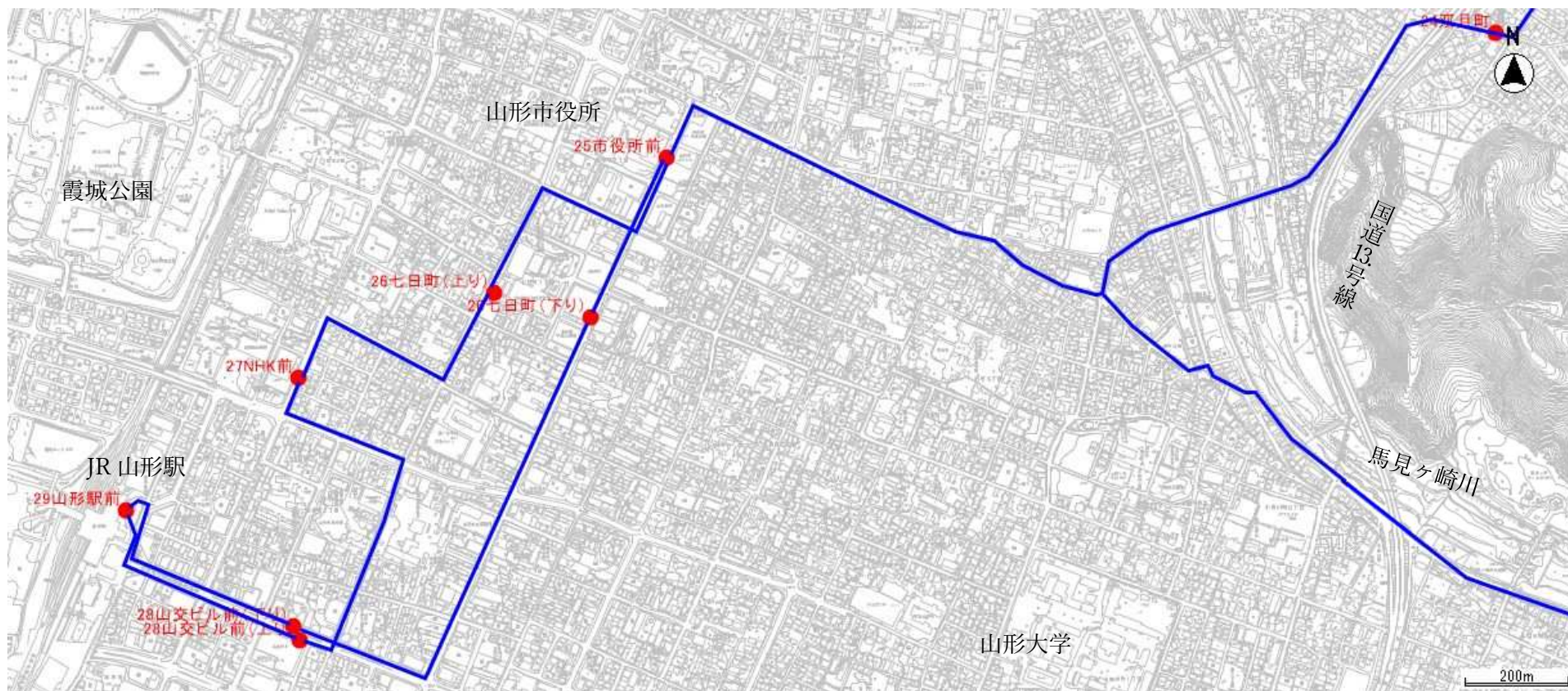
コミュニティバス高瀬線 運行経路図



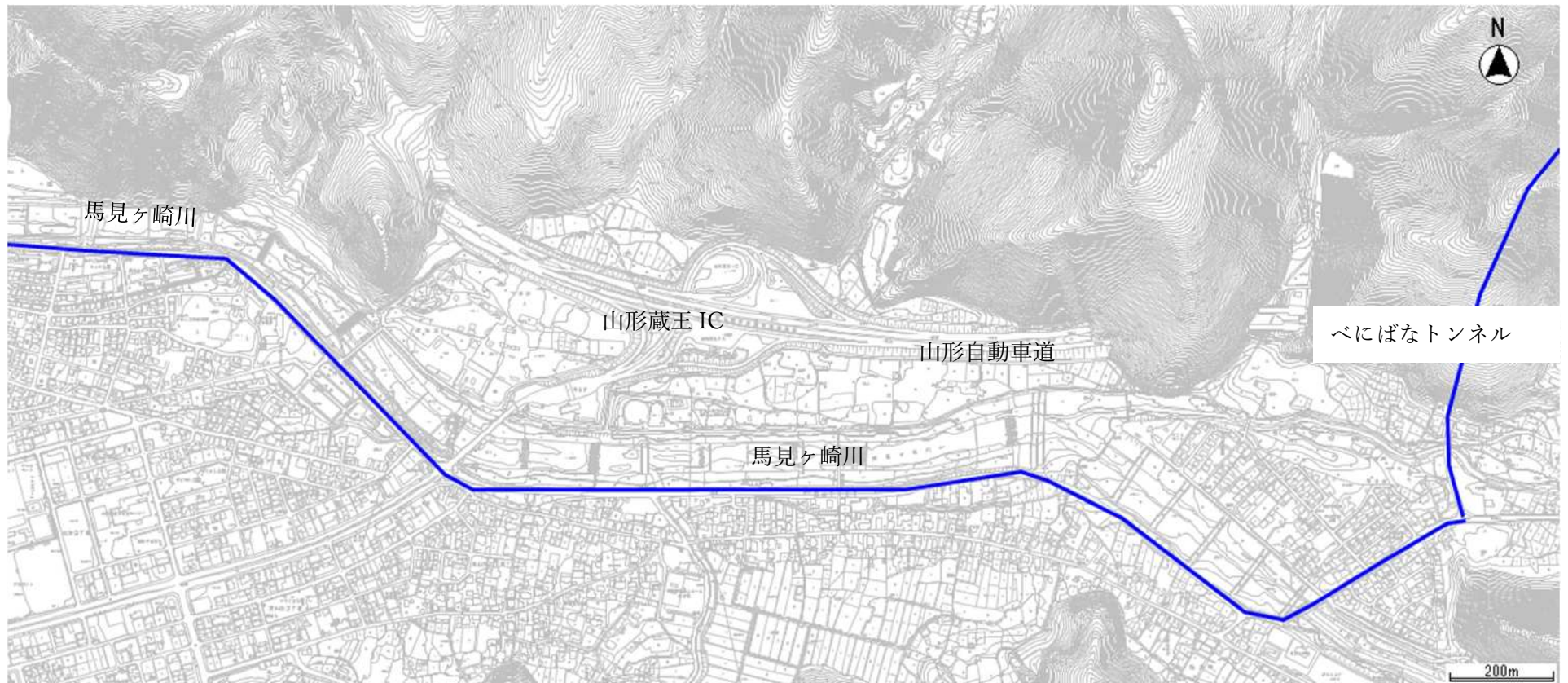
コミュニティバス高瀬線 運行経路図



コミュニティバス高瀬線 運行経路図



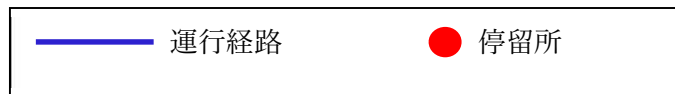
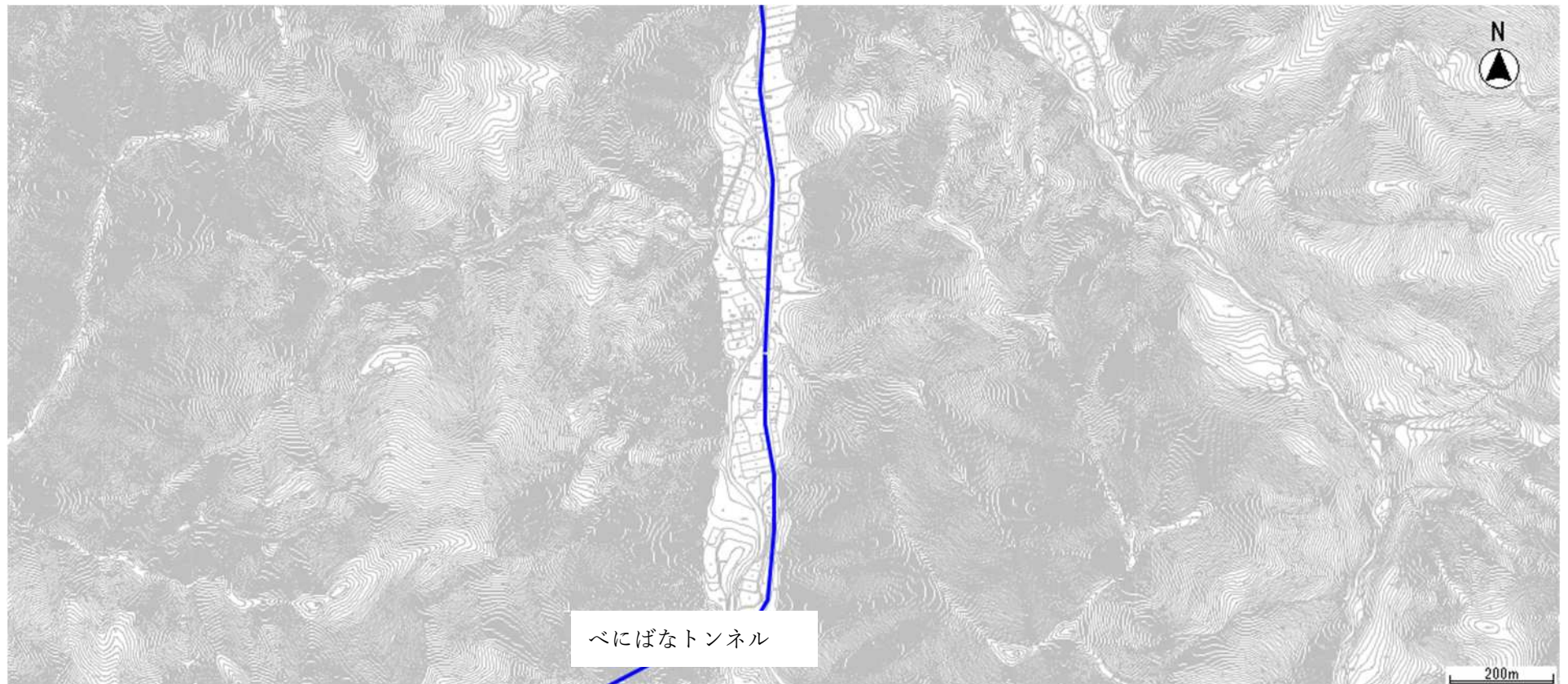
コミュニティバス高瀬線 運行経路図



コミュニティバス高瀬線 運行経路図



コミュニティバス高瀬線 運行経路図



コミュニティバス高瀬線 運行経路図

